

神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金（第2次） の募集開始について

—テレワークの導入に係る経費を最大 40 万円補助します—

緊急事態宣言の発出を受け、県が事業者に対し、接触機会の低減に向けてテレワーク実施の働きかけを行っていることに伴い、テレワーク導入に取り組む県内中小企業等を支援するため、テレワークに必要な通信機器等の購入や運用のための経費を補助します。

1 募集期間

令和3年1月 15 日(金曜日)～令和3年2月7日(日曜日)

募集期間内に電子申請で登録し、交付申請書を出力・押印の上、電子申請で登録した日から 30 日以内に、必要書類を添付して提出(郵送のみ、当日消印有効)してください。

2 補助対象者

県内中小企業者(常時雇用する従業員が2名以上いること)

3 補助要件

補助対象となる期間中(令和3年1月7日(木曜日)～令和3年3月 31 日(水曜日))に、テレワークを導入し、在宅勤務型又はサテライトオフィス勤務型のテレワークを2日以上実施すること等

4 補助対象経費

テレワーク導入事業の実施に必要であることが明確な次の経費。

- ・パソコン等端末(周辺機器を含む)、ソフトウェアの購入費用
- ・パソコン等端末(周辺機器を含む)、ソフトウェアのリース費用・利用料(期間による料金設定がある場合は、補助事業を実施する期間内で最長 3 か月分)
- ・テレワーク導入に係る外部専門家へのコンサルティング費
- ・就業規則等整備費

5 補助率、補助上限額

補助対象経費の4分の3以内、補助上限額 40 万円

6 公募要領、交付申請書類

公募要領及び交付申請書類等については、県ホームページをご覧ください。

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/teleworkhojo2nd.html>

7 申請書類の提出先

申請書類は次の場所へ郵送でご提出ください。

感染症の拡大を防止するため、直接、テレワーク導入促進事業費補助金事務局へお越しいただいてのお問い合わせ、申請書類のご提出はご遠慮ください。

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県雇用労政課内 テレワーク導入促進事業費補助金事務局

8 補助金に関する問合せ先

テレワーク導入促進事業費補助金事務局

電話 03-6630-5301 (受付時間:9時から12時、13時から17時、土日祝日を除く)

問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

課長 塩野 電話 045-210-5730

労政グループ 牧 電話 045-210-5739